

新座市開発行為等の基準及び手続に関する 条例を一部改正しました【令和4年4月1日から】

新座市は、民間開発事業者等による雨水流出抑制対策の一環として、雨水流出抑制施設を設けなければならないとしており、その雨水流出抑制量について「新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例」で定めております。

しかしながら、近年における降雨の局地化・激甚化や都市化の進展に伴い、市内において浸水被害が頻発しており、現行の条例で定める雨水流出抑制量では対応が困難な状況にあります。

このため、本市では民間開発行為等における雨水流出抑制量を現状より増やし、降雨強度のレベルアップを図ることを目的として条例を一部改正し、令和4年4月1日から施行しております。



改正後	改正前
(雨水流出対策) 第10条 [略] 2 前項本文の場合において、流出を抑制すべき雨水の容量の標準は、事業区域の面積が1ヘクタール未満の場合にあっては1ヘクタールにつき 600立方メートル 、1ヘクタール以上の場合にあっては1ヘクタールにつき950立方メートルとする。	(雨水流出対策) 第10条 [略] 2 前項本文の場合において、流出を抑制すべき雨水の容量の標準は、事業区域の面積が1ヘクタール未満の場合にあっては1ヘクタールにつき 500立方メートル 、1ヘクタール以上の場合にあっては1ヘクタールにつき950立方メートルとする。

※上記雨水流出抑制量及び「新座市雨水抑制対策技術基準」(道路課所管)については、令和4年4月1日以降に提出される申請から適用されます。
なお、「新座市雨水抑制対策技術基準」の詳細については、道路河川課ホームページで閲覧いただけます。

お問い合わせ

本件・開発行為等
に関すること...

新座市 まちづくり未来部
都市計画課 開発指導係
☎048-477-3989(直通)

新座市雨水抑制対策
技術基準等に関すること...

新座市 インフラ整備部
道路河川課 維持整備係
☎048-477-4908(直通)

